

# 養育費等、弁護士による無料相談会 のお知らせ



「養育費・面会交流・親権・慰謝料・借金」等  
離婚に関する問題を弁護士が  
丁寧にアドバイスします。

- 開催日時 : 令和 5年 6月 終了しました(土) 11月4日(土)  
令和 6年 2月 受付終了(土) 各 午後1時10分~4時まで
- 会 場 : 群馬県社会福祉総合センター5階  
(住所: 群馬県前橋市新前橋町 13-12)
- 対 象 者 : ひとり親家庭の保護者・離婚を考えている人  
(◇相談時間は1人約30分、予約制: 定員に達し次第締切)
- 申込方法 : 電話、メール(群馬県母子会ホームページのメールフォームからお申し込みいただけます。)等で、「住 所」「氏 名」「電話番号」「ひとり親家庭・離婚検討中等の別」をお知らせください

申し込み・問い合わせ先

〒371-0843 前橋市新前橋町13番地の12

一般財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会

(群馬県母子家庭等就業・自立支援センター)

電 話 027-255-6636

F A X 027-255-6652

ホームページ <http://www.boshikai-gunma.jp>

(「群馬県母子会」で検索)

メール [gunboshi@boshikai-gunma.jp](mailto:gunboshi@boshikai-gunma.jp)

※個人情報は厳重に取り扱い、当相談会以外の目的で使用することはありません。

## 子どものために” 養育費” をもらっていますか？

### 子どもは離れて暮らす親と” 面会交流” していますか？

子どもは、お父さん・お母さんが自分のことを「かけがえのない大切な存在」と思ってくれていることで、深い「安堵感」と「自尊心」が育まれます。

養育費と面会交流は、子どもの健やかな成長を支える車の両輪です。

#### **◎養育費とは**

子どもが自立するまでの間、「衣食住」に必要な経費や教育費、医療費等のことです。たとえ親の生活に余裕がなくても、自分と同じ水準の生活を保障しなければならぬという強い支払い義務です。

- 取り決め方： 離婚前にお互い話し合っ、納得できる金額を決めましょう。取り決めできなかった場合でも、離婚後子どもが自立するまでは、いつでも養育費を請求することができます。  
(※養育費の金額は、裁判官の研究により作成された「養育費の算定表」が参考になります。)
- 金額の変更： 取り決めた後でも、収入や扶養親族の増減など、事情変更があれば、再度話し合っ取り決めなおすことができます。

#### **◎面会交流とは**

離れて暮らしている親が、子どもと定期的に会い、話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。子どもは、父母のどちらからも愛されていると実感できることによって、深い安堵感と自尊心を育むことができます。

- 交流の方法： 話し合っ決められた場所に、子どもが出かける(連れて行く)又は迎えにくる(訪問する)方法等があります。  
子どもの年齢や健康状態・生活状況等を考慮し、無理のないように決めます。  
また面会中は決して「相手の悪口を言わない」ことがルールです。
- 取り決め方： 「面会の時期」「方法」「回数」「ルール」などを取り決めます。  
送迎についても、「誰が・どこで・どのように」するのかを具体的に決めます。

#### **・・・養育費に関するご相談は下記まで・・・**

住 所：〒371-0843 前橋市新前橋町13番地の12

群馬県社会福祉総合センター5階 一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会  
(群馬県母子家庭等就業・自立支援センター)

電 話：027-255-6636・FAX027-255-6652

相談受付：月曜日～金曜日（祝祭日除く）の午前9時～午後5時まで

※相談は面談（電話予約要）をお勧めしますが、電話相談も行っております。